

4月18日最終日

※再審議 (RI 提出制定案)

19-72 ローターアクトクラブに RI 加盟を認める件

4月18日 本会議開始直後に再審議の動議があった。

カード方式で再審議が採択された。

ラシーン会長

国際ロータリーのパートナーとして認証する事を再確認したい。

我々はアクトメンバーにパートナーとしてのメッセージを伝える事が狙いなのである。ローターアクトが重要なポイントは彼らのパワーと情熱が必要なことから。

昨日、アクターから何とか通過して欲しいと訴えている。

人頭分担金は理事会が決定するが、徴収するかしないかについてアンケートを確認しているがアクターの願いを実現したいと考えている。

将来的に何等かの人頭分担金を徴収するかもしれない。もう一度、ローターアクトクラブの願いを叶えていただきたい。

(審議に入る)

(反対) 水野、日本のローターアクトクラブメンバーとこの制定案に関して一切話し合っていない。単に会員数を増加することと人頭分担金にも問題がある。「機が熟していない」と考える。

(賛成) ローターアクトクラブを定款に加え、従来プログラムだけの存在からこの筆によって充実した活動を支援できる体制がより強くなると信じる。

(反対) 制定案に反対しているわけではない。不明確な部分が多すぎる。提唱ロータリークラブとの関係や、会計処理等の明確にしなければならない。

(質問) RAC は地区補助金、GG は受けるのか

→TRF 管理委委員からの回答は今のところなにも変わらない

(質問) ローターアクトは自動的に加盟するのか？

事務総長→自動的に国際ロータリーに入会する。？

(質問) 大学の RAC はどうなるのか？

まだ、検討していない。

(投票結果) 381 対 134 で採択された。

制定案 19-108 審議会代表議員の資格条件を変更する件

提案者： 第 9125 地区 (ナイジェリア)

代表議員は、選挙時において、過去 3 年間に少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。この要件は、過去に代表議員を務めたことのある候補者の場合は免除されるものとする。

趣旨および効果

資格要件には厳格な条件が付されていないため、地区によっては権限を濫用して任務を全うする準備ができていない代表議員を送る場合がある。現在も RI の行事に自己負担で参加している人は、審議会の代表議員という役職を務めることを真摯に受け止める可能性が高いと思われる。

(質疑に入る)

(投票結果) 247 対 252 で否決された。

制定案 19-109 審議会代表議員の選出期間を改正する件

提案者： Teresina-Jóquei ロータリークラブ (ブラジル、第 4490 地区)

指名委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、規定審議会の開かれる 23 年前の年度に実施され、完了するものとする。

趣旨および効果

地区代表議員が規定審議会の 3 年前に選出されるのであれば、任期 1 年目にロータリー研究会の研修を受けた後にクラブ対応を行って規定審議会および決議審議会の目的を説明し、審議会に立法案を提示する重要性と期間についても説明することができると思われる。

(審議に入る)

(投票結果) 228 対 274 で否決された

制定案 19-110 審議会における信任手続きを簡素化する件

提案者： RI 理事会

9.100. 信任状委員会

会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、規定審議会の開かれる前に会合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければならない。事務総長は代表議員の信任状の査証をするものとする。委員会信任状に関する事務総長の決定はいかなる場合でも、規定審議会がこれを審査することができる。

趣旨および効果

直近の 3 回の規定審議会では、登録手続きによって信任状委員会の必要性が低下した。代表議員を信用証明するために必要な作業を事務総長が実行できるようにする。正式な信任状委員会はもはや不要となる。

(審議に入る)

(投票結果) 403 対 97 で採択された。

制定案 19-111 審議会の投票権規定を改正する件

提案者： Hochschwarzwald ロータリークラブ (ドイツ、第 1930 地区)

9.120. 審議会の定足数

投票権を有する各審議会の議員の 2 分の 1 を定足数とする。投票権を有する各議員は、投

票に付せられた各案件につき少なくとも 1 票のみを投じる権利を有する。1,000 人を超えるロータリアンが属する地区を代表する各議員は、地区内のロータリアン 1,000 人ごとに 1 票の割合で投票権を有するものとする。追加票数は、規定審議会開催年度 7 月 1 日現在半期人頭分担金が支払われている地区内ロータリアンの人数によって決定されるものとする。ただし、理事会により資格停止とされている RI 会員は代表される権利を有さないものとする。

趣旨および効果

2017 年 8 月 7 日現在、ロータリアンが 2,000 人未満の地区は 272 あるが、2,000 から 6,000 人を超える地区も 267 ある。地区の規模の差により、小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1 票の差が最大 8 倍にもなる。

(審議に入る)

(反対) 6690 地区、小規模地区の意見が反映しない意味で反対

(賛成) フェアにする意味で賛成。理事会が見直しすることに任せれば良い。電子式投票形式のシステムを替えれば実現可能と思う。

(反対) 民主主義と言っているが、全ロータリアンを代表するのではなく、地区を基準にしているから。

(反対) プラン B があるべき。この制定案が実現するとカード方式が不可能になるから。

(投票結果) 97 対 417 で否決された。

制定案 19-112 審議会議員について改正する件

提案者: Brigg ロータリークラブ (英国、第 1040 地区)

9.010.4. 会長、会長エレクト、理事、および事務総長

会長、会長エレクト、他の理事会のメンバー、理事会により選出された理事 1 名、および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

9.010.5. 元会長

すべての元 RI 会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

趣旨および効果

規則を用いて RI 理事の数を削減することにより、旅費および宿泊費を大幅に削減すべきである。

(審議に入る)

(反対) RI 理事、理事、元会長は非常に有用な情報を持っているシニアリーダーであり、過去の規定審議会での意見を頂戴することで大きな貢献をしていることを理解いただきたい。

(賛成) コスト削減、審議会のスピード化等の効果がある。経費節減の中でなぜ全員が出席するのか？

(反対) RI 理事会全員が規定審議会での責務を背負っている。この制定案では 3 名しか出

席できない事は、大変な負担になることも理解いただきたい。

(投票結果) 258 対 252 で採択された。

制定案 19-113 ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件

提案者： 第 2740 地区（日本）第 2840 地区（日本）

20.020. ロータリー研究会

また、招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとする。

趣旨および効果

決議審議会が毎年オンラインで審議されることが決定された。ロータリーの諸課題と方針についての認識を深め、組織規定改定への意識を喚起させるために、毎年のロータリー研究会での議論や情報提供が有益である。

(審議に入る)

(投票結果) 343 対 153 で採択された。

制定案 19-114 審議会の決定に反対するための手続きを改正する件

提案者： 堺おおいずみロータリークラブ（日本、第 2640 地区）

9.150.3. 審議会の決定に関する反対

事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、ロータリーの WEB サイトで公開するものとする。

趣旨および効果

立法案に対する反対表明がどの程度あったかをクラブが知る手段はほとんどなく、一時保留となる制定案の有無をいち早く知ることができない。

(審議に入る)

特別議員（台湾ジャクソン）事務総長から投票の総数だけは報告している。

(投票結果) 323 対 180 で採択された。

19-115 国際ロータリー細則を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

19-116 標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

規定審議会は 3 年ごとに開かれ、よって組織規定文書を改定する。それぞれの変更は個別に起草、採択される。このため、年月の経過とともに文章が混乱し、まとまりがなく、繰り返しの多い表現になる場合がある。国際ロータリー細則の全面的見直しを最後に行ったのは 1995 年であり、標準クラブ定款の全面的見直しを最後に行ったのは 2001 年である。以下の両制定案では、セクションが削除された部分にコメントが追加されている。

19-115 の投票結果 494 対 13 で採択された

19-116 の投票結果 502 対 9 で採択された

エグゼクティブ・サマリー（要旨）

19-115 国際ロータリー細則を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

この制定案は、RI 細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、数カ月にもわたり、特別委員会が各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、RI 細則は 3 分の 1 ほど短縮され、約 30,000 語から 20,000 語となり、ずっと使いやすくなった。変更の例は以下の通りである。

- ☐ ガバナーに関する条項をまとめ、それ自体で新たな条（第 17 条）とし、第 16 条「地区」から切り離す
- ☐ RI 理事会によるクラブの懲戒処分、停止、終結に関する第 3.020 節を再編する
- ☐ 理事会の任務、理事の資格、理事会会合の手続については第 5 条にまとめる
- ☐ 他の RI 役員の任務を第 6.020 節にまとめる
- ☐ 審議会に関する第 7、8、9 条を統合し、要件および各グループの役割、任務、資格条件をまとめることで重複を抑える
- ☐ ほかの部分と重複する元第 11 条を移動または統合、または第 6 条か新たな第 14 条へと移動する
- ☐ 現行の第 12、13、14 条の文言を言い換え、指名と選挙の手続きをより明確にする
- ☐ 選挙の実施と審査に関する条項を、新しい第 14 条に統合する
- ☐ クラブの投票要件を第 16.050.1 項にまとめ、その他の条項における記述は、すべてこの条項を引照するものに変更する
- ☐ 現行の第 17 条「委員会」（RI 委員会）のセクションを再編する
- ☐ 現行の第 21.020.2 項および第 21.030.1 項の機関雑誌の購読義務に関する 2 の条項を統合する
- ☐ ロータリーのウェブサイトに関する第 22 条は電子時代の初期に追加されたものであるため、これを削除する
- ☐ 仲裁および調停に関する第 25 条をより読みやすくする

見解表明案

19-117 RI 理事会に RI の課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件

提案者： RI 理事会

趣旨と効果

本制定案の目的は、RI 加盟クラブの代表として、RI を米国内国歳入法第 501 条(c)(3)項

の免税団体へと変更することを RI 理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。

ロータリーの費用削減は以下によってもたらされると思われる。

501(c)(3)団体に対する商品やサービスの供給業者からの価格優遇は推定年間 400,000 ドル

501(c)(3)団体に対するさらに有利な税の優遇措置は推定年間 275,000 ドル

RI およびロータリー財団がいずれも 501(c)(3)団体となる場合、両団体の税要件の対応に関する米国内の事務および税務相談費用の削減

RI 副会長から動議

この動議が採択されれば RI フォールディングスと RI の合併が可能になる。これにより経費節減できる。財団と理事会においては第 12 条に基づいて財団管理委員会の承認を得ている。しかし、懸念を持っている財団管理委員がいる。その懸念は寄付競争になる事である。その対策の為、タスクフォースを結成し一つの組織として決定する前提で今回の規定審議会で上程した。また、運営上の同意書を得ている。財団の目的と国際ロータリーの責務は違う。国際ロータリーへの寄付者は財団の寄付者と全く違う事を確認し、同意書を交わしている。管理委員会もほぼ全員が承認している。ロータリークラブの運営に今回の見解表明案は影響を受けないことも報告する。

(審議に入る)

(反対) 5010 地区、ゾーンリーダーから単に経費節減だけではなく、国際ロータリーが寄付を受けることになるのは、なぜゾーン研究会等で開示しなかったのか？

RI と TRF が将来的に統合することになる懸念もある。

(賛成) TRF 管理委員、支持をする。1 年半に渡って慎重に検討し、合同タスクフォースの合意を得て TRF 会員委員会では 12 対 1 で承認されていることをしっかりと理解いただきたい。一人の管理委員会しか反対していないこともご理解いただきたい。

(反対) ロータリーが節税だけの申請の事例を確認すると承認は困難と感じている。その理由は「開示面」で不十分な場合であり、ロータリーも該当する。

(賛成) マローニエレクト、複雑に見えるかもしれないが、この法律が難しいことも理解している。この案件ではすでに同様の団体でソロプチミストが認可されている。また、財団とクラブに影響を与えないことも理解いただきたい。

(無期限延期動議)

この規定審議会の組織は多くの情報を得ていない。情報は 3 月 4 日に得ているだけで、隠蔽的な方法である。米国以外の代表議員にとっても理解が困難であろう。寄付者の競合についての懸念も十分開示していない。

(無期限延期動議の討議)

(反対) ラビンドラン➡この案件は世界に影響を与える、3 年間延期されれば 210 万ドルの節減ができなくなる。

(賛成) 情報を得たのは遅かったことは大きな問題である。理事会、管理委員会が検討して

きたと言うが、3月4日まで全く知らされなかった。緊急の制定案を提出できるようになったので、延期するべき。

(反対) マローニー、1月の管理委員会で承認されてから開示するために遅くなったことも理解願いたい。

(賛成) ロンバートン、40年間ロータリアンである。今までこのような反対意見をしていない。私のクラブは奉仕慈善活動をしていない。国際ロータリーが寄付を受ける団体になるのなら私のクラブも大きな影響を与える。慎重な検討をする上で無期延期に賛成である。

(反対) 経費節減をすることに優先するべき。

(賛成) しっかりと調査をする時間がなかったと思う。節約に関しては調査するべき。

(反対) 情報開示後6週間の時間は決して短くはない。問題を認識し判断するには十分な時間である。

(無期延期動議の採択) 156対340で否決された。

本動議の審議に戻る

(質問) RIとTRFが同じ慈善団体になった場合は、財団から国際ロータリーの資金関係はどうなるのか？

➡管理委員、2つの予算は全く別という意味で資金関係はない。

(質問) 規定審議会は見解表明を採択する権利があるのか？

➡有る

(質問) 隠れた意図があったのか？

➡誓ってそのようなものはない。

(質問) アメリカの税法が変わった場合はどうなるのか？

➡適応するしかない。

(質問) 評決方法は？

➡単純多数決である

(質問) 人頭分担金は寄付控除対象になるのか？

➡米国では対象となる。

(質問) クラブも同じような寄付団体になる事ができるのか？

➡国税庁の見解はまだない。

(質問) 元会長会に付託してはどうか？

➡そのような組織はないのでRI理事会に付託する方法がある

(修正動議) RI理事会付託

(修正動議) 決議審議会に緊急制定案として上程してはどうか？

(反対) アイディアは良いが元会長に委ねるテーマではなく、我々の責任であるので反対

(理事会付託動議の採択) 109対363で却下された。

本動議の審議に戻る

(反対) 私たちが慈善団体に変化することが、親睦、ビジネスのネットワークがどうなる

のか不透明である。慈善団体になるとロータリープログラムと同じく、ロータリアン子弟が国際ロータリープログラムに参加できなくなる懸念がある。

（賛成）経費節減をする上で、最善策と思う。

（反対）5710 地区、TRF のブランドを棄損する可能性を心配している。クラブには 200 人の会員が在籍しているが、クラブへの影響がないとしているが RI への寄付がなされる確率が高くなると TRF への寄付に影響を与える。

（賛成）サブ一元会長、TRF、RI は協力をしあい、話し合いの結果、ベストの解決策として、今回の見解表明案に至っている。ベネフィットを受けるべきである。

（賛成）6780 地区、透明性に関しては早い段階に理事会で情報を開示していることを理解いただきたい。クラブが自動的に慈善団体になるのではなく、申請をしなければならない。

（反対）地区内のロータリアンにどのように説明するか自信がない。

（終了動議）438 対 58 で終了した。

（投票結果）374 対 120 で採択された。

再審議

制定案 19-99 制定案提出期限を改正する件

（反対）事務総長から反対意見があった。理由は事務運営が困難になる

（採択結果）